

大阪市環境影響評価専門委員会会議録

1 日 時 平成29年6月19日(月)午後4時00分～午後4時30分

2 場 所 大阪市役所 P1会議室

3 出席者

専門委員会委員：秋山孝正 委員 市川陽一 委員 魚島純一 委員

梅宮典子 委員 大島昭彦 委員 岡絵理子 委員

片野 泉 委員 小谷真理 委員 近藤 明 委員

杉山久佳 委員 津野 洋 委員 福山丈二 委員

松井孝典 委員 渡辺信久 委員

大阪市：環境局長

環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

連絡委員会（環境局環境管理部環境管理課長 他）

事務局：環境局環境管理部環境管理課

4 議 題

(1) (仮称)梅田曽根崎計画環境影響評価準備書について

(2) その他

5 議事録

【司会】 定刻になりましたので、ただいまから大阪市環境影響評価専門委員会を開催させていただきます。

議事に入りますまでの間、事務局が議事進行を務めさせていただきます。

初めに、ただいまご出席いただいております委員の皆様方は、14名でございます。大阪市環境影響評価専門委員会規則第5条第2項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

ここで傍聴の皆様方をお願いいたします。あらかじめ事務局からご説明いたしました遵守事項に従い、お静かに傍聴していただきますようご協力のほどをお願いいたします。

また、報道関係の皆様にはあらかじめ事務局からご説明しましたとおり、会議の進行の妨げにならないよう取材をお願いしたいと存じます。ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、大阪市環境局長の北辻よりご挨拶申し上げます。

【環境局長】 大阪市環境局長の北辻でございます。本日は、大変、ご多用の中、環境影響評価専門委員会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、平素から本市の環境行政の推進に多大なご指導、ご協力を賜っておりまして厚く御礼を申し上げます。

本市では、現在、低炭素社会の構築、循環型社会の形成、快適な都市環境の確保、この3つを柱としまして、総合的な環境政策を進めているところでございます。また、平成29年3月には「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」を改定し、日本を代表する大都市として、国の温室効果ガス削減目標の達成や、世界の温暖化対策に貢献すべく、市民が事業者の皆様方と連携し、各種の取り組みを進めているところでございます。

そのような中で、この環境影響評価制度は非常に重要な役割を担っているところでございます。

本日の議題に挙がっております「(仮称)梅田曽根崎計画環境影響評価準備書」につきましては、本年、3月24日の諮問以降、各部会で精力的にご審議を賜わりまして、本日、その検討結果の最終的な取りまとめをしていただくこととなっております。

委員の皆様方には、この間、部会においてご審議いただきましたことに対しまして、改めて深く感謝を申し上げまして、簡単ではございますが冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】 それでは、議事に入ります前にお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の大阪市環境影響評価専門委員会次第でございます。次に、(仮称)梅田曽根崎計画に係る環境影響についての検討結果報告書(案)、環境影響評価準備書及びその要約書を配付させていただいております。

資料の漏れ等はありませんでしょうか。

それでは、これ以降の議事につきましては、津野会長にお願いしたいと存じます。

津野会長、よろしくお願いいたします。

【津野会長】 それでは、議事に入らせていただきます。

先生方にはお忙しい中、本日の専門委員会にご出席いただきましてありがとうございます。

さて、本日の議題は、3月24日に大阪市長から当専門委員会に諮問のありました「(仮称)梅田曽根崎計画環境影響評価準備書」についてであります。諮問以降、これまで専門委員会の大気質、水質廃棄物、騒音、振動などの各部会において検討・審議を重ねてまいりました。

本日は皆様に、「(仮称)梅田曽根崎計画に係る環境影響についての検討結果報告(案)」についてご検討いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは検討結果報告書の案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【環境管理課長】 事務局を仰せつかっております環境局環境管理課長の黒木でございます。どうか、よろしくお願いいたします。

それでは、「(仮称)梅田曽根崎計画に係る環境影響についての検討結果報告書(案)」の内容についてご説明させていただきます。

お手元の検討結果報告書(案)をご覧ください。

少し長くなりますので着席しての説明、よろしゅうございますでしょうか。

【津野会長】 どうぞ。よろしくお願いいたします。

【環境管理課長】 ありがとうございます。

それでは、お手元の検討結果の表紙をめくっていただきますと、「はじめに」がございませう。ここでは、本事業に係る環境影響評価準備書につきまして、平成29年3月24日から同年4月24日まで縦覧に供され、併せて同年5月8日まで意見書の受付が行われましたが、環境の保全及び創造の見地からの意見書の提出がなかったこと、また、平成29年3月24日に諮問させていただいたことなどを記載してございます。

ページをめくっていただきまして、目次でございませう。まず、1章は事業の概要でございまして、次に、2章は検討内容といたしまして、「1 全般的事項」から「14 文化財」まで、項目別に各専門部会でご検討いただいた内容が取りまとめられております。最後に、3章として指摘事項が取りまとめられておりまして、「おわりに」の次には、参考といたしまして、本案件についての諮問文、本市環境影響評価専門委員会委員名簿、同部会構成、及び本案件の検討にあたり開催されました委員会の開催状況を掲載しております。

続きまして、右側の1ページをご覧ください。

1ページには、事業の概要といたしまして、本事業の名称、種類、規模、事業者の名称、そして、1ページの中段からは事業計画の概要を6ページまでにかけて掲載してございませう。

恐れ入りますが、7ページをお開き願います。

7 ページからは、検討内容の「1 全般的事項」でございます。

下段に記載しております「(3)緑化計画」につきましては8 ページをお開き願いますとともに、「 検討結果」をご覧ください。

ここでは緑化関連制度で求められている緑化面積と計画されている緑化面積について、事業者を確認をされておまして、中段の枠囲みには、地上部、地上部以外、施設全体の緑化面積が示されております。

これを受けまして、8 ページ中段の枠囲み下のポツでございます。

「施設全体では関連制度により必要とされる緑化面積を十分に上回る計画となっており、都心部における緑量確保の取組として評価できる」と取りまとめていただいております。

また、同じく8 ページ下段の枠囲みでは、事業者の緑化コンセプトとして、防風対策として、高木（常緑樹）を適所に植えることや、次の9 ページには、常緑樹・落葉樹・花や実のつく樹木等を織りませ、季節の移ろいを感じさせる計画とすることなどが示されております。

これを受けまして、9 ページ上段の枠囲みの下のポツでございます。

「事業計画地は、緑の都市イメージの構築・発信を担う大阪の玄関口に位置することから、具体的な植栽計画の検討にあたっては、緑視効果の高い樹種の選定や配置の工夫など都市魅力の向上に寄与するよう配慮するとともに、人が集い憩える空間の確保に努められたい」「また、ヒートアイランド対策や風害対策など緑が持つ多様な機能も踏まえ、供用後においては適切な維持管理に努められたい」とのご意見をいただいております。

9 ページの中段からは、「(4)交通計画・駐車場計画」でございます。

10 ページをお開き願います。10 ページの枠囲みには、事業者が行いました交通影響の検討結果として、各交差点の交通需要率及び混雑度は、一般的な評価基準を下回っていることから、円滑な交差点交通処理が可能と考えられることなどが示されてございます。

これを受けまして、10 ページ枠囲みの下におきまして、「交差点需要率及び混雑度の予測結果を踏まえ、本事業の実施による周辺交通への影響は小さいとする事業者の考え方に問題はなし」と取りまとめていただいております。

11 ページをご覧ください。「(5)工事計画」でございます。

中段の「 検討結果」としまして、「事業計画地周辺は梅田の中心部に位置し、歩行者の通行が多い地域であることから、工事期間中の歩行者の安全確保には万全を期されたい」とのご意見をいただいております。

続きまして、12 ページをお開き願います。ここからは、「2 大気質」でございます。

恐れ入りますが、少しページが飛びまして18 ページをお開き願います。

18 ページの「 建設機械等の稼働」につきましては、18 ページ下段から20 ページにかけて準備書の概要をまとめてございます。

20 ページをお開きください。20 ページお開きいただきますと、表2-5及び表2-6に建設機械等の稼働による影響の予測結果を示してございます。

予測地点における予測結果は、二酸化窒素が 0.05ppm、浮遊粒子状物質が 0.056mg / m³ であり、環境基準値を下回っているものの、建設機械等による大気汚染物質排出量が少なくないことから、事業者に影響を軽減するための取組を確認してございます。

21 ページをご覧くださいますと、上段の枠囲みに事業者の見解としまして、特に最盛期において、大気汚染物質排出抑制型の建設機械の採用、建設機械の稼働台数・稼働時間の削減など、総合的に環境保全対策を検討するとされております。

これを踏まえまして、21 ページ上段枠囲み下のボックスでございますが、「工事の実施にあたっては、事業者が計画している排出ガス対策型建設機械の採用等の環境保全対策による効果が確実に得られるよう適切な施工管理を行う必要がある」とのご指摘をいただいております。

恐れ入りますが、24 ページをお開き願います。ここからは、「3 土壌」でございます。

25 ページをご覧くださいますと、「 検討結果」におきまして、「事業計画地は形質変更時要届出区域(自然由来特例区域)の指定を受けており、土壌汚染対策法及び府条例に基づき、適切に環境保全対策を実施するとしていることから問題はない」と取りまとめていただいております。

26 ページをお開き願います。ここからは、「4 騒音」でございます。恐れ入りますが、少し後ろの 29 ページをお開き願います。

29 ページ下段の「 建設機械等の稼働」につきましては、次の 30 ページ上段までにかけて準備書の概要をまとめてございます。

30 ページをお開きいただきますと、中段の「イ 検討結果」(イ) 予測結果及び評価におきまして、「到達騒音の予測結果は特定建設作業に係る騒音の規制基準値を下回っているものの、工事期間が長期に及ぶことから、事業者が計画している低騒音型の建設機械の採用等の環境保全対策を確実に実施し、騒音の影響の低減に努められたい」とのご意見をいただいております。

32 ページをお開き願います。ここからは、「5 振動」についてでございます。

33 ページ中段の「 建設機械等の稼働」につきましては、「イ 検討結果」(イ) におきまして、「到達振動の予測結果は、特定建設作業に係る振動の規制基準値を下回っているものの、工事期間が長期に及ぶことから、事業者が計画している低振動型の工法の採用等の環境保全措置を確実に実施し、振動の影響の低減に努められたい」とのご意見をいただいております。

35 ページをお開き願います。ここからは、「6 低周波音」でございます。

次の 36 ページをお開き願います。36 ページの「 検討結果」のイにおきまして、「総合 G 特性音圧レベルについては心身に係る苦情に関する参照値を下回っているものの、1/3 オクターブバンド音圧レベルについては現況において既に上回っている周波数帯があることから、周辺地域への影響を最小限にとどめるよう環境保全に配慮されたい」とのご意見をいただいております。

37 ページをご覧ください。ここからは、「7 地盤沈下」についてございまして、次の38 ページをお開き願います。

「 検討結果」のイにおきまして、「地下水の流動阻害に伴う地盤沈下量は 2.9mm 程度に留まっており、また、工事の実施にあたっては適切な施工管理を行うとしていることから問題はない」と取りまとめていただいております。

次の 39 ページの「8 日照障害」につきましては、このページの一番下の「 検討結果」のイにおきまして、「冬至日の日影時間が 3 時間以上となる区域は全て日影規制を受けない商業地域内となっており、また当該範囲内に住居は存在しないことから、日影の影響は小さいと考えられる」と取りまとめていただいております。

40 ページをお開き願います。ここからは、「9 電波障害」についてでございます。

41 ページをご覧くださいと、「 検討結果」のイにおきまして、「本事業の実施にあたっては、障害範囲内の地域への事前対策を実施するとともに、工事中、供用後にも適切な対策を行うこととしており問題はない」と取りまとめていただいております。

続きまして、42 ページをお開き願います。ここからは、「10 廃棄物・残土」についてでございます。

まず、施設の供用時の影響につきましては、次の 43 ページをご覧くださいと、中段の「イ 検討結果」(イ)におきまして、「施設供用時における廃棄物の減量化、再資源化の推進を図るとともに入居者及び入居テナントに対してごみ減量や分別排出などについての啓発活動等を実施することとしていることから問題はない」と取りまとめていただいております。

43 ページの下段からは、「 工事の実施」についてでございます。恐れ入りますが、45 ページをお開きください。

45 ページ、中段の「イ 検討結果〔建設廃棄物〕」に関しましては、下段の枠囲みにリサイクル率に関する事業者の考え方が続きます。46 ページから 47 ページの上段にかけて事業者提出資料として示されてございます。

これを踏まえまして、47 ページをお開きいただきますと、47 ページ上段枠囲みの下のポツに記載しておりますとおり、建設リサイクル推進計画 2014 の目標値を上回ると予測されていること、工事に伴う廃棄物の発生抑制等の推進を図ることとしていることから問題はないと取りまとめていただいております。

また、47 ページ、中段からの、残土及び汚泥につきましては、下段、枠囲みの発生量の詳細や、次の 48 ページをご覧くださいと、枠囲みに、汚泥のリサイクル率に関する事業者の見解が示されております。これらを踏まえまして、検討結果としましては、48 ページ枠囲み下のポツで、問題はないと取りまとめていただいております。

49 ページをご覧ください。ここからは、「11 地球環境」についてでございます。

「(1) 現況調査」につきましては、中段の「 検討結果」の 2 つ目のポツで、「準備書提出後に大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕(改定計画)が策定されていることが

ら、環境影響評価書の作成にあたっては、その内容を考慮し、評価に反映されたい」とのご意見をいただいております。

49 ページの下段からの「(2) 予測評価」につきましては、ページをめくっていただいて 50 ページをお開き願います。

50 ページ下段の表 11 - 1 と続きます 51 ページをご覧くださいと、上段の表 11 - 2 には、設備ごとに計画施設の環境保全対策の内容が示されておりまして、これを踏まえまして、51 ページ下段の表 11 - 4 におきまして、供用時の二酸化炭素排出量を算出しております。

52 ページをお開き願います。52 ページの上段の表 11 - 5 には、今回の計画施設の二酸化炭素排出削減量が示されておりまして、計画施設では、標準的な施設と比較して 10.4% の削減効果があると予測されたとしております。

52 ページの下段からは、「 検討結果」についてでございます。

先ほどの表 11 - 5 におきまして、住宅専有部の空調設備など、一部で標準的な施設を上回る二酸化炭素排出量となっているため、事業者はその理由を確認されておりまして、53 ページをご覧くださいと、枠囲みにその内容が示されております。

また、平成 29 年 3 月に策定されました大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕におきましては、大幅な温室効果ガスの削減目標が掲げられておりますことから、改めて温室効果ガスの排出抑制対策を確認しておりまして、54 ページをお開きいただきますと枠囲みにおいて、これに対する事業者の見解が示されてございます。

これらを踏まえまして、54 ページの枠囲みの下でございます。

「大阪市における施策や最新技術の動向を踏まえ、詳細設計の段階では設備の省エネルギー化はもとより、外皮性能の向上や再生可能エネルギーの利用など、更なる温室効果ガス排出抑制を図る必要がある」とのご指摘をいただいております。

続きまして、55 ページをご覧ください。ここからは、「12 気象、風害」についてでございます。

56 ページをお開き願います。下段からが検討結果でございます。防風植栽の維持管理等を事業者を確認しましたところ、次の 57 ページの枠囲みには、これに対する事業者の考え方が示されております。

これを受けまして枠囲みの下のポツでは、「風害の影響を軽減するための高木の植栽については、十分な防風効果が得られるよう維持管理も含め適切に実施されたい」とのご意見をいただいております。

58 ページをお開き願います。ここからは、「13 景観」でございます。

59 ページの「 検討結果」のイをご覧ください。建物低層部について、曽根崎お初天神通りなどに面したにぎわいづくりに配慮した計画であるとしていることから、その内容を事業者を確認されてございます。

59 ページの枠囲みにおいて、広場スペースを設け、日常は地域のにぎわい・交流の場と

して、また、夏祭りなど地域イベントの場として提供することなどが示されております。

これを受けまして、枠囲みの下のポツでございます。「事業計画地は多くの人が行き交う大阪キタの中心部に位置することから、人が集い、にぎわい溢れるオープンスペースの整備など、曽根崎地域の新たな魅力創出に資するまちなみ景観の形成に努められたい」とのご意見をいただいております。

60 ページをお開き願います。ここからは、「14 文化財」でございます。

61 ページをご覧くださいますと、枠囲みにおいて、何らかの遺跡等が発掘された場合は、大阪市教育委員会と協議の上、適切に対応をすることが、事業者の見解として示されてございます。これを受けまして、「発掘調査範囲外において遺跡等が発掘された場合は関係機関と協議し、適切に対応するとしていることから問題はない」と取りまとめていただいております。

以上が各環境影響評価項目の検討結果でございます。

続きまして、62 ページをお開き願います。

ここからは、 章の指摘事項でございます。これまでの 章の検討内容から、大気質及び地球環境に関してご指摘をいただいております。

また、次の 63 ページの「おわりに」では、本専門委員会からの事業者への要望を取りまとめていただいております。

また、後ろのページには参考といたしまして、本案件に係る専門委員会への諮問文などを添付してございます。

以上が検討結果報告書（案）の内容でございます。

ご審議のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

【津野会長】 ありがとうございます。検討結果報告書（案）につきましては、各部会においてご議論をいただいているところではございますが、ただいまご説明いただきました内容につきまして、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

ありましたら挙手をお願いいたします。

特にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

【津野会長】 それでは、特にご意見がないようですので、この検討結果報告書（案）をもちまして、大阪市長宛てに答申することといたします。

よろしくお願いいたします。

【司会】 ただいまより、答申をお願いしたいと存じます。

津野会長、北辻局長、よろしくお願いいたします。

【津野会長】 平成 29 年 6 月 19 日、大阪市長、吉村洋文様。大阪市環境影響評価専門委員会会長、津野 洋。

「(仮称)梅田曽根崎計画環境影響評価準備書」について(答申)。

平成 29 年 3 月 24 日付大環境第 e-1059 号で諮問のありました標題については、別添の検

討結果報告書をもって答申いたします。

【司会】 どうもありがとうございました。どうぞ、お席へお戻りください。

それでは、ここで北辻局長から一言お礼を申し上げます。

【環境局長】 ただいま津野会長から（仮称）梅田曽根崎計画環境影響評価準備書につきまして、ご答申をいただきました。

津野会長を初め委員の皆様方には、この間、大変ご多忙の中、諮問から約3か月にわたり技術的かつ専門的にご審議いただきましたことに対しまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

本市といたしましては、本日のご答申の趣旨を十分に踏まえまして、市長意見を作成し、事業者に対し、環境の保全及び創造の見地からの意見を述べるなど、本市環境影響評価条例に基づく所要の進めたいと考えております。

最後に委員の皆様方におかれましては、本市の環境行政の推進に引き続き、一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますがお礼の言葉とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

【司会】 本日は、津野会長を初め委員の皆様方には、大変お忙しいところご審議を賜り誠にありがとうございました。

これをもちまして、本日の大阪市環境影響評価専門委員会を終了させていただきます。
どうもありがとうございました。